ティップネス 会 則

1. 総則

第1条(定義)

本会則によって定める条項は株式会社ティップネス (以下会社とい う)が運営する全ての施設(以下総称して「本クラブ」という)に適用 されるものとします。また、外国語との対訳形式による本会則にお いて、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた 場合には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとし ます。

第2条(目的)

本クラブの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・ 増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条(会員)

- ①本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員 種類で契約し、利用範囲に応じて諸施設・諸サービスを利用する ことができます。
- ②本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ(以下会員WEBサイト等という)にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会 員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用すること ができます
- ③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定 の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第4条(入会資格)

- 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とし
- ①13才以上もしくは中学生以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。一部店舗では、16才以上とします。 ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。
- また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結
- 果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。
- ④過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当 する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制 スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となっ たことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途 定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑤次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意
- した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ・施設を一人で利用できない方。
- ・妊娠している方。
- ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。 ⑥その他、会社が本クラブの会員として不適切と判断してない方。

第5条(入会手続き)

- ①本クラブの利用を希望される方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事に より会員となります。利用を希望される方が未成年者の場合、未 成年者は契約者とはなれず、親権者等法定代理人(以下「親権者等」 と略する。)が契約者として入会手続きを行い、親権者等及び会社 が承認・次項②の登録がされた未成年者に限り会員となります。 親権者等は、未成年者に本会則を周知・遵守させ、親権者等は本会
- 則に基づく責任を負うものとします。 ②会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電 話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名 新と勤務先住所、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
- ③会員は入会手続きによって付与された会員番号により、会員WEBサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用規約に同意の 上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録するものとし

- ます。 ④本クラブは会員の顔写真を撮影し、入会手続きによって付与され 本人確認等や た会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等や サービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための
- 資格等の確認に利用します。 ⑤会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、会社 は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しな い場合があります。また、本クラブは、第4条④により再度入会資 格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場 合があります。

第6条(会員証等)

- ①会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証もしくは会社が 認めた会員証に代わる認証方式(以下会員証等という)を入退館 時に提示いただきます。尚、会員は必要に応じて会員証等を提示 するものとします
- ②会員は、会員証等を適切に管理し、前項に定める提示をできない とき、会員資格を喪失したときは、別途会社が定める方法に従う ものとします。
- ③会員証等は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡でき ません。

第7条(諸会費·諸料金)

- ①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日 に会社に納入しなければなりません。
- ②諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税 法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担する ものとします。
- ③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社 は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。 本クラブは会員の利用権利に応じて入会金を設ける場合があり
- 本クラフは会員の利用権利に応じて人会金を設ける場合があります。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。入会金額は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。 4利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。
- ⑤会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の 変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは入会金・ 諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法
- はより告知するものとします。 ⑥月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。 ⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりません。 よりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。ま た、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いた します。尚、返還先は、会員本人または第7条①で予め会社が認めている会員の代理人とします。

第8条(退会)

- ①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休館 日の場合は前営業日)に所定の方法に従って来店もしくは会員 WEBサイト等での手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会とな ります。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い 料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものと します。
- ②本人による所定の方法に従った手続きができない場合は、代理人 または郵送による所定の手続きができるものとし、手続き期限な どは第8条①と同様です。

第9条(会員資格の譲渡、相続、貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与 することはできません。

第10条(会員の休会)

- ①会員本人の都合により1ヶ月以上会社の定める期間内において、 本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に所定の 方法に従って来店もしくは会員WEBサイト等での手続きを完了
- て終了し、翌月より原則休会前の会員種類に戻ります。1ヶ月未満 の休会はできません。
- ③本人による所定の方法に従った手続きができない場合は、代理人 または郵送による所定の手続きができるものとし、手続き期限な どは第10条①と同様です。

第11条(諸手続き)

- ①会員は会員種類・プライベートロッカー・オプション・サービス に関する変更等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなけ ればなりません。また、本クラブは手続きの際《確認書》を交付し、変更契約書の取り交わしは省略するものとします。
- ②会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更
- があった場合も同様とします。 ③会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡 先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、 本クラブが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登 録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場 合があります。
- ④本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サー ビスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際 に撮影した顔写真の更新が必要と判断した場合、会員の顔写真を 撮影できるものとします。

第12条(会員除名)

会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は除名とすることがで きます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運 営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとし

- ます。 (但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。 ②諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。

- ③入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。 ④会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。 ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であるこ とが判明したとき。 ⑥第16条各号の禁止行為を行ったとき。 ⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第13条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②会員が提携クレジットカード会社 (株式会社オリエントコーポ レーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し 込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を 支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済に ついて契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由 の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。)
- の知何に関わりす、五月、予問処理が足型ノーのでは、 ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤第5条①により会員となった未成年者が成年に達したとき。 ⑥本クラブを廃止したとき。

第14条(健康管理)

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。 ②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場 合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もし くは疾患の疑いが生じた場合には本クラブへ申告するものとし ます。本クラブは会員からの申告または施設およびサービスの利 用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカル チェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがない ことを確認するものとします。

3.施設・サービス利用

第15条(諸規則の厳守)

会員は本クラブ施設・サービス利用に際して、本会則および会社が 別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に 従っていただきます。

第16条(禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為

①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた 直導犬、介助犬および聴導犬を除く)

②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと

③施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)

持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。

⑥所定の場所以外での排泄行為。

で他人や従業員、本クラブ、会社に関する事柄を口頭、文書、電子的 手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。 ⑧許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング

等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為 (団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。 ⑨他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の

暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を 遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊す など、他人が恐怖を感じる危険な行為。

⑩痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑪他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー

行為。 ②正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、 従業員の業務を妨げる行為。

13他人の施設利用を妨げる行為。

(4)支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。

⑤酒気を帯びて施設内に入場すること。

16過剰、不当な要求行為。

⑰その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第17条(入場禁止、退場)

会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることができ ます。 ①本会則および諸規則を遵守しない方。 ①本会則および諸規則を遵守しない方。

②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。

③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。

④第4条の入会資格を満たしていないと会社が判断した方。

⑤第16条で禁止されている行為を行った方。

第17条の2(施設・サービス利用制限)

会社は下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じる ことができます。

①健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている方。

②会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断 した方。

第18条(損害賠償)

①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故 が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

②会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に 損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第19条(盗難)

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と 負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事 由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

第20条(紛失物・忘れ物・放置物)

①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一 切損害賠償・補償等の責を負いません。

②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理さ せていただきます。

第21条(同伴ビジター・ビジター)

①会員が同伴した会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、同 伴した会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することが できます。同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払 うものとします

②会社は、会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの見学、 施設・サービスを利用させることができます。

③同伴ビジターおよびビジターについても施設・サービス利用のた めの資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するもの とします。また、会員と同様に本会則が適用されます。

第22条(利用案内)

本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは 利用案内または会社が別途定める規則に定めます。

4. 施設営業

第23条(営業時間)

営業時間は別途定めます。

第24条(施設の利用制限と休館)

①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)と するほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定 期休館とします。

②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一 部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館するこ とがあります。

(1)気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等または そのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が 判断したとき。(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判

断したとき。

図したこと。 (3)入居している複合施設が休館するとき。 (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。

(5)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命 令・要請・働きかけがあったとき。

(6) その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断 したとき。

③予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊 急の際は事前告知できない場合があります。

④店舗毎に施設の一部分または一定時間の利用制限ないし利用停止 の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないもの とします。また、②(1)(2)(3)(4)(5)(6)の事由による休館店舗の み利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりと します。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会 員種類の会員は対象外とします。

(1) 月間10営業日以上(2月は9営業日以上)全館休館した場合は、 休館した日数分を日割り計算し返金いたします。

⑤本クラブは、会社の判断により例外的な措置として④を適用せず に会社の裁量において会費の割引、返還、減免その他の対応を行 うことがあります。

第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合)

会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃

正・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を 会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させる ことができるものとします。

5. その他

第26条(個人情報保護)

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、 本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報を はじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを 宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社ホームページに掲 示いたします。

第27条(会則の改定)

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日よ り全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第28条(告知及びご連絡)およ び別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に 告知するものとします。

第28条(告知及びご連絡)

①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告 知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、 会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員 は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、 本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識 されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものと します。

②会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会 社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、 当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子 的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は 何らの責任も負わないものとします。

本会則は、2025年7月1日より施行いたします。

法人月会費制会員 会則における特則

法人月会費制会員は、ティップネス会則に次の事項を適用・追加いた します。

第1条 ティップネス会則第4条(入会資格)①項について以下の内容 を適用します。

①16才以上で、本会則を承認し、諸規則を厳守する方。

第2条 ティップネス会則第8条(退会)について以下の通り追加いた します。

①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に 退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。)

②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職 または脱退月の25日迄に来店し所定の手続きを完了しなければ なりません。

第3条 ティップネス会則第13条(会員資格喪失)について以下の通り 追加いたします。

会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を

②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。

第4条(効力)

本特則は2022年3月1日より適用します。

本特則に定めのない事項は、全てティップネス会則に従うものとします。

株式会社ティップネス

以上

法人登録会員 会則

1. 総則

第1条(定義)

本会則によって定める条項は株式会社ティップネス(以下会社という)が運営する全ての施設(以下総称して「本クラブ」という)に適用されるものとします。また、外国語との対訳形式による本会則において、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合には、日本語版を正本として全ての法人登録会員に適用されるものとします。

第2条(目的)

会社と契約した法人(以下、契約法人という)の役員・従業員および役員・従業員の家族(以下、法人登録会員という)が本クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進・会員相互の親睦を図ることを目的とします。

2. 法人登録会員

第3条(法人登録会員)

- ①本クラブは会員制とし、法人登録会員は会社と契約法人の間で定めた契約条件(以下、契約という)に応じて施設および諸サービスを利用することができます。
- ②法人登録会員の登録期間は、契約が継続中の場合に限ります。
- ③本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ(以下会員WEBサイト等という)にて提供し、法人登録会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。

第4条(登録資格)

本クラブの法人登録会員に登録する資格を有する方は、契約法人の役員・従業員及び役員・従業員の家族に限定され、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①16歳以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
- ②登録にあたり契約法人の承認を得た上で、法人登録会員として登録を希望する方。
- ③暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ④登録に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。
- ⑤過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度登録資格を認めた方。
- ⑥次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意した方。
- ・刺青、ファッションタトゥーがある方。
- ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ・施設を一人で利用できない方。
- ・妊娠している方。
- ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
- ⑦その他、会社が本クラブの法人登録会員として不適切と判断してない方。

第5条(法人登録会員登録手続き)

- ①本クラブを利用する方は、契約法人の承認を前提に、本会則を承認の上、法人登録会員として登録手続きを行わなくてはなりません。
- ②法人登録会員となる方は登録手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、および従業員・健保番号等の法人登録会員に必要な情報を登録するものとします。また、法人登録会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
- ③法人登録会員は入会手続きによって付与された会員番号により、会員WEBサイト等に登録されます。 法人登録会員は同サイト等の利用規約に同意の上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録する ものとします。
- ④本クラブは法人登録会員の顔写真を撮影し、登録手続きによって付与された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認に利用します。
- ⑤未成年者が登録を希望する場合は、本人とその親権者が連名にて登録手続きを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- ⑥法人登録会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本クラブは、第4条⑤により再度入会資格を認めた方について、利用料・諸料金の支払方法を指定する場合があります。

第6条(会員証等)

①法人登録会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証もしくは会社が認めた会員証に代わる認証

方式(以下会員証等という)を入退館時に提示いただきます。尚、法人登録会員は必要に応じて会員証 等を提示するものとします。

- ②法人登録会員は、会員証等を適切に管理し、前項に定める提示をできないとき、法人登録会員資格を喪失したときは、別途会社が定める方法に従うものとします。
- ③会員証等は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。

第7条(利用料·諸料金)

- ①法人登録会員は本クラブを利用する場合、契約で定められた所定の施設利用料を支払うものとします。
- ②法人登録会員は契約に定めのないサービスを受ける場合、所定の料金を支払うものとします。
- ③利用料・諸料金にかかる消費税は法人登録会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、法人登録会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。

第8条(登録解除)

- ①法人登録会員本人の都合により登録を解除する場合は契約法人に届出なければなりません。
- ②契約が継続されなかった場合、または、解除となった場合は、契約期間満了をもって登録解除となります。

第9条 (諸手続き)

- ①法人登録会員は会員種類・プライベートロッカー・オプション・サービスに関する変更等の手続きを、 別途定める所定の方法で完了しなければなりません。また、本クラブは手続きの際《確認書》を交付し、 変更契約書の取り交わしは省略するものとします。
- ②法人登録会員が法人登録会員申込書に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)速やかに届出を行い、変更手続きを行わなくてはなりません。
- ③法人登録会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、 勤務先名称と勤務先住所について、本クラブが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録 内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。
- ④本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際に撮影した顔写真の更新が必要と判断した場合、法人登録会員の顔写真を撮影できるものとします。

第10条 (利用制限)

会社は次のいずれかの場合、契約内容に応じて、法人登録会員の施設利用を制限する場合があります。

- ①契約で定めた施設利用回数を超えてしまったとき。
- ②契約で定めた法人登録会員1名当りの利用回数制限値を超えてしまったとき。
- ③契約で定めた利用可能店舗、時間、曜日の範囲を超えた利用があった場合。

第11条 (会員除名)

法人登録会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は、その法人登録会員を除名とすることができます。また、各項に該当し除名を受けた法人登録会員は、その後会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

- (但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- ②利用料、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
- ③登録に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- ④会社が本クラブの法人登録会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- ⑥第15条各号の禁止行為を行なったとき。
- ⑦その他、本条各号に準ずる行為を行ったとき。

第12条(資格喪失)

法人登録会員は次の場合に法人登録会員としての資格を喪失します。

- ①契約法人が退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。
- ②契約法人たる法人を退職または脱退したとき。
- ③除名されたとき。
- ④死亡したとき。
- ⑤本クラブを廃止したとき。

第13条 (健康管理)

- ①法人登録会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②法人登録会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本クラブへ申告するものとします。本クラブは法人登録会員からの申告または施設およびサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがないことを確認するものとします。

3. 施設・サービス利用

第14条 (諸規則の厳守)

法人登録会員は本クラブ施設・サービス利用およびレッスン受講に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に従っていただきます。

第15条 (禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、法人登録会員による次の行為を禁止します。

- ①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)
- ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ③施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- ④許可なく施設内で撮影・録音すること。
- ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作を すること。
- ⑥所定の場所以外での排泄行為。
- ⑦他人や従業員、本クラブ、会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
- ⑧許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。
- ⑨他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑩痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ①他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- ②正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- ③他人の施設利用を妨げる行為。
- (4)支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- 15酒気を帯びて施設内に入場すること。
- 16過剰、不当な要求行為。
- 印その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第16条(入場禁止、退場)

会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることができます。

- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ④第4条の登録資格を満たしていないと会社が判断した方。
- ⑤第15条で禁止されている行為を行った方。

第16条の2 (施設・サービス利用制限)

会社は下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができます。

- ①健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている方。
- ②会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断した方。

第17条(捐害賠償)

- ①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責 事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②法人登録会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第18条 (盗難)

法人登録会員は、本クラブに設置されているロッカー等を法人登録会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

第19条(紛失物·忘れ物·放置物)

- ①法人登録会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

第20条 (同伴ビジター・ビジター)

- ①法人登録会員が同伴した法人登録会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、同伴した法人登録会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することができます。また、同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払うものとします。
- ②会社は、法人登録会員以外の方(以下会員外利用者という)に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、法人登録会員と同様に本会則を適用します。

第21条(利用案内)

本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または会社が別途定める規則に定めます。

4. 施設営業

第22条 (営業時間)

営業時間は別途定めます。

第23条 (施設の利用制限と休館)

- ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。
- ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館することがあります。
 - (1) 気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。
 - (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。
 - (3) 入居している複合施設が休館するとき。
 - (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。
 - (5)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。
 - (6) その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。
- ③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。

第24条(本クラブおよび施設の廃止・統合)

会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合することがあります。

- ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を法人登録会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

5.その他

第25条 (個人情報保護)

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社のホームページに掲示いたします。

第26条 (会則の改定)

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全法人登録会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第27条(告知及びご連絡)および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って法人登録会員に告知するものとします。

第27条(告知及びご連絡)

- ①会則に別途定めがある場合を除き、会社が法人登録会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への 掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、法人登録 会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンそ の他の告知内容を法人登録会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないもの とします。
- ②会社から法人登録会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、法人登録会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てで発信された書面または電子的手法でのご連絡が法人登録会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。

附則

本会則は、2024年5月1日より施行いたします。

以上

株式会社ティップネス

ティップネス・キッズ 会 則

1. 総則

第1条(定義)

本会則によって定める条項は株式会社ティップネス(以下「会社」という)が運営するティップネス・キッズ(以下総称して「本スクール」という)に適用されるものとします。また、会社が運営する全ての施設を総称して「本クラブ」という。なお、外国語との対訳形式による本会則において、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとします。

第2条(目的)

本スクールの会員が、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設を 利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的と します。

2.会員

第3条(会員)

- ①本スクールは会員制とします。本クラブの店舗ごとに定められたクラスで契約し、親権者等法定代理人(以下「親権者等」という)及び本クラブが利用者として認めた本スクール利用者(以下「会員」という)に限り、契約に定められた利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。
- ②本スクールはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ(以下「会員WEBサイト等」という)にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上、会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。
- ③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定 の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- ④会員の責任事項は全て親権者等が負うものとします。
- ⑤本スクールの会員としての在籍は、会員が18歳となって最初に到来 する3月31日をもって終了するものとします。

第4条(入会資格)

- ①本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。
- (1)本スクール利用希望者本人(以下「利用希望者」という)が0歳以上18歳に満たない者で、親権者等が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
- (2) 親権者等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的 勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権 者等自ら保証する方。
- (3) 入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の 結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。
- (4)利用希望者またはその親権者等が過去に本スクールで除名処分 (除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)を受けてない、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分を受けていない方。
- (5)次のいずれかに該当する方のうち本クラブが別途定める条件に 同意した方。
- ・利用希望者またはその親権者等に刺青、ファッションタトゥーがある方。
- 集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ・一人で参加できない方。
- ・レッスンに参加する同伴者が妊娠している方。
- ・上記の他、会社が審査した結果、上記に準じる事由があると認め た方。
- ②①以外の方のうち、会社が本スクールの会員として①に準じる適切 な事由があると認めた方。

第5条(入会手続き)

- ①利用希望者が会員となろうとする場合、親権者等は、本会則を承認 の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得る 等の契約を行う必要があります。未成年者は親権者等の同意があっ ても契約できません。
- ②親権者等は、入会手続きの際、利用希望者および親権者等の氏名、 生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、 郵便物送付先、および会費決済に必要な情報を登録するものとしま す。また、親権者等は登録内容が正確であることを保証するものと します。
- ③入会手続き完了後、同手続きによって付与された会員番号により、会 員は、会員WEBサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用 規約に同意の上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録する ものとします。
- ④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社 は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しな い場合があります。また、本スクールは、第4条④により再度入会資 格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合 があります。

第6条 (親権者の責任)

親権者等は入会手続き及び入会後も、利用希望者に対して、本会則の 内容を周知し、これを遵守させるように努め、会則に基づく責任を全 て負うものとします。

第7条(会員証)

- ①会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本スクールに参加するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。
- ②会員は会員資格を喪失したときは、親権者等の責任において、会員 証を裁断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- ③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取り いただきます。
- ④会員証は会員本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。

第8条(諸会費·諸料金)

- ①親権者等は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の 期日に会社に納入しなければなりません。
- ②諸会費・諸料金にかかる消費税は親権者等の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、親権者等は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
- ③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、 親権者等に対してその差額を徴収または返還するものとします。
- ④利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月 迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会 社に前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定 める基準によるものとします。
- ⑤会社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。
- ⑥親権者等が月会費を滞納している場合、会員の施設のご利用をお 断りします。
- ⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。

尚、返還先は、親権者等とします。

第9条(クラスの受講)

- ①会員は店舗毎に定められたクラスを受講しなければなりません。 (クラスの内容、開講日時、料金、会員の受講資格については別途定めます。)
- ②会員は、会社が別途定める振替制度に則り、クラスの振替受講ができるものとします。

振替受講を希望する場合は、会社指定日までに届けるものとします。

第10条 (退会)

- ①会員の都合による退会は、親権者等が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。親権者等は、手続きの際に交付・提供される《退会ご確認書》に記載された退会年月を自ら確認し、未払料金のある場合は退会後も完納するまで支払の義務を負うものとします。
- ②親権者等が来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続き期限などは第10条①と同様です。

第11条(会員資格の譲渡、貸与)

会員および親権者等は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第12条 (会員の休会)

本スクールは、会員の休会制度はありません。

第13条 (諸手続き)

- ①会員のクラスの変更等の手続きは、親権者等が、別途定める所定の 方法で完了しなければなりません。
- ②入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、親権者等は 速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更 があった場合も同様とします。
- ③前項の手続き前に、会員および親権者等の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本スクールが変更の事実を確認した場合、親権者等の同意をもって登録内容の変更手続きと扱い、変更届出書の提出等を省略する場合があります。

第14条 (会員除名)

会員または親権者等が次のいずれかに該当した場合、会社は除名とすることができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

- (但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- ②諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
- ③入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- ④会社が本スクールの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤ 親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力 であることが判明したとき。
- ⑥第18条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第15条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由の如何に

関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。)

- ③除名されたとき。
- ④死亡したとき。
- ⑤本スクール・本クラブを廃止したとき。
- ⑥会員が第3条⑤に該当したとき。

第15条の2(長期利用のない会員との契約終了)

会社は、第8条の諸会費・諸料金の納入はあるが長期間本スクールの利用実績がない会員および親権者等において本スクールを利用する意思がないと認められる場合、第3条⑤にかかわらず、親権者等に対して契約の解約を申し入れることができるものとします。

第16条 (健康管理)

- ①会員および親権者等は各自の責任において会員の健康管理を行う ものとします。
- ②会員および親権者等は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本スクールへ申告するものとします。本スクールは会員および親権者等からの申告または施設およびサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがないことを確認するものとします。

3. 施設・サービス利用

第17条 (諸規則の厳守)

会員は本スクール参加・本クラブ施設利用に際して、本会則および会 社が別途定める規則、注意事項を厳守し、従業員の指示に従っていた だきます。

第18条(禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員、親権者等または同伴者による次の行為を禁止します。

- ①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた 盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)
- ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ③施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- ④許可なく施設内で撮影・録音すること。
- ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や 持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
- ⑥他人や従業員、本スクール・本クラブおよび会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
- ②許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。
- ⑧他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑨痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ⑩他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- ①正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、 従業員の業務を妨げる行為。
- 12他人の施設利用を妨げる行為。
- (③支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。
- (4)酒気を帯びて施設内に入場すること。
- ① 過剰、不当な要求行為。
- ⑥その他、本スクール・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる 行為。

第19条 (入場禁止、退場)

会社は下記の項に該当する会員または同伴者に入場禁止、退場を命じることができます。

- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ④第4条の入会資格を満たしていないと会社が判断した方。
- ⑤第18条で禁止されている行為を行った方。

第19条の2(施設・サービス利用制限)

会社は下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができます。

- ①健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている方。
- ②会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断した方。

第20条 (損害賠償)

- ①本スクール参加・本クラブ施設利用に際して会員または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第21条(盗難)

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員および親権者等の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

第22条 (紛失物・忘れ物・放置物)

- ①会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失物については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

第23条(会員外利用者)

会社は、申出により会員および親権者等以外の方(以下会員外利用者という)に本スクールの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本スクール参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。

第24条 (利用案内)

本会則に定めない本スクール運営事項については、施設内掲示あるい は利用案内または会社が別途定める規則に定めます。

4. スクール営業

第25条(営業時間)

営業時間は別途定めます。

第26条 (クラスの休講)

会社は運営上、開講が困難な事由が生じたとき、クラスを休講することがあります。休講分の受講権利は、振替権利の付与もしくは諸会費・ 諸料金の充当をいたします。

第27条 (施設の利用制限と休館)

- ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。
- ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館すること

があります。

- (1) 気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等または そのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判 断したとき。
- (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。
- (3) 入居している複合施設が休館するとき。
- (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。
- (5)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・ 要請・働きかけがあったとき。
- (6)その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断 したとき。
- ③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、 緊急の際は事前告知できない場合があります。尚、諸会費・諸料金 については別途会社が定める基準によるものとします。

第28条 (本スクール・本クラブおよび施設の廃止・統合)

会社は次の理由により、本スクール・本クラブの全部または一部を廃止・統合することがあります。

- ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本スクール・本クラブの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨 を会員に告知し、本スクールの会員契約の全部または一部を終了さ せることができるものとします。

5.その他

第29条 (個人情報保護)

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、 本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をは じめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言 いたします。プライバシーポリシーは、会社ホームページに掲示いたし ます。

第30条 (会則の改定)

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より 全会員および親権者等に適用されるものとします。また、会社が本会 則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第31条(告知及びご 連絡)および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従っ て会員に告知するものとします。

第31条(告知及びご連絡)

- ①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員および親権者等に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員および親権者等は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員および親権者等が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。
- ②会社から会員および親権者等への郵送または電子的手法でのご連絡は、親権者等が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員および親権者等に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。

附則

本会則は、2025年7月1日より施行いたします。

以上

株式会社ティップネス

マタニティ 会 則

第1条(定義)

本会則によって定める条項は株式会社ティップネス(以下会社という)が運営する 全ての施設(以下総称して「本クラブ」という)のマタニティスクール(以下、本スクー ルという)に適用されるものとする。

第2条(目的)

- 2 会員 第3条(入会資格·入会手続き) ①本スクールに入会の資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 (1)18歳以上かつ13週目以降の医師が正常な妊娠で健康であることを証明する妊婦で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。(但し、高校生は入会資格がありよう)
 - (2) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来
 - (2)素力団・素力団員その他これに準する者等及住会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
 (3)入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。
 (4)「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。
 (5)過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行いませ

 - (a) 週去に本クラブで除る処方となったことがない(除名処方に該当りる行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 (6) 次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。

 - ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。

- ①スクール証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。
 第5条(諸会費・諸料金)
 ①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
 ②諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
 ③会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。

 - 定めた方法により告知するものとします。

- 定めた方法により告知するものとします。
 第6条(諸手続き)
 ①会員は入会申込書の氏名・住所・連絡先に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。
 ②会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本クラブが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。
 ③会社が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、発送をもって効力を有するものとし、不到達等以後の責を負いません。
 ④会員が連絡先の変更を怠った場合、もしくは郵便物を希望しない場合は、会社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとします。
 第7条(会員資格の有効期限)

第7条(会員資格の有効期限) 会員資格の有効期限は、初産・経産婦に関わらず分娩前までとします。

第8条(会員名義の変更等) 会員は名義を変更することができません。また、会員はいかなる場合もその会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

- 格を他に譲渡またば貸与することはできません。 第9条(会員除名) 会員が次のいずれかに該当した場合、会社は、資格停止処分あるいは除名処分等の 処分をなすことができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社 の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。(但 し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く) ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。 ②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。 ③諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。 ② エクラブの名誉を傷つけ、表示を記したとき。

- (③辞会賞、諸科金の海州、建姓など文払いを思ったとさ。 ④入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。 (多会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く) ⑥暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した時。 ⑦第17条の禁止事項を行ったとき。 ⑧その他本条に準ずる行為を行ったとき。

- 第10条(健康管理) 会員は各自の責任において健康管理を行なうものとします。次の1つに該当する場 合はレッスンへの参加を止める事があります。この場合、納入済みの諸料金を返金 いたします。
 ①メディカルチェックで異常が認められた場合。

 - ②レッスン中に体調の変化が認められた場合。

②レクスン中に体調の変化が認められた場合。 3. 施設・サービス利用 第11条(諸規則の厳守) 会員は本クラブ施設・サービス利用およびレッスン受講に際して、本会則および会 社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に従っていた

第12条(施設利用の制限) 本スクールの会員は定められたプログラムないしレッスン以外の参加はできません。

第13条(入場禁止、退場) 会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることができます。

伝社は下記の頃に該当りる方に入場宗に、返場を印じるこの ①本会則および諸規則を遵守しない方。 ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力。 ③刺青、ファッションタトゥーを露出した方。 ④酒気を帯びている方。 ⑤集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。

⑤果団感探するおぞれのある疾病に惟思している方。
 ⑥会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
 ⑦正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
 ⑧第17条で禁止されている行為を行った方。
 第13条の2(施設・サービス利用制限)
 会社は下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができます。
 ①健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている方。
 ②会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断した方。
 第14条(指字取例)

- 第14条(損害賠償)
 (①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
 (②会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

第15条(盗難) 会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

- 第16条(紛失物・忘れ物・放置物) ①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補 償等の責を負いません。
 - ②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

第17条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。 ①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)

- (3) および聴導大を除く)
 ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
 (3) 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
 (4) 許可なく施設内で撮影・録音すること。(高をクバコ・無煙タバコを含む)
 (4) 許可なく施設内で撮影・録音すること。(6) 他人や従業員、本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。(6) 他人や従業員、本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。。例上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
 (9) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
 (1) 他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
 (1) 他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。

⑫他人の施設利用を妨げる行為。

- ③支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。 ④その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第18条(利用案内) 本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または 会社が別途定める規則に定めます。

4. 施設営業

- 4. 施設宮業 第19条(スケールレッスンの休講・閉講) 会社は下記の理由により、スクールレッスンの休講・閉講をすることがあります。 高、休講したレッスンの補講を実施できない場合、および開講したスクールレッス ンが途中で閉講となった場合には、納入済みの諸料金を返金いたします。 ①スクールレッスンが実施定員に満たなかったとき。 ②運営上、スクールレッスンの開講が困難な理由が生じたとき。 ③第22条②の場合。

- (3) 第22条(2が)場合。 第20条(休館) ①本スクール・本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本スクール・本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。

 - (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。
- (2) 「四月県、広守寺里大な事田により、正む侍ないと会社が判断したとき。
 (3) 入居している複合施設が休館するとき。
 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。
 ③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。
 第21条(本クラブおよび施設の廃止・統合)会社は次の理由により、本スクール・本クラブの全部または一部を廃止・統合することがあります。

があります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

受性され、日本ジャルが、日本に一切したこと。 本スクール・本クラブの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本 スクールの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

第22条(個人情報保護) 会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは 会社ホームページに掲示いたします。

第23条(会則の改定)

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第24条(告知方法)および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って 会員に告知するものとします。

第24条(告知方法)

本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。

附則 本会則は、2024年5月1日より施行いたします。

FASTGYM24(ファストジムトゥエンティーフォー)会則

1.総則

第1条(定義)

FASTGYM24 (ファストジムトゥエンティーフォー)会則(以下「本会則」という)によって定める条項は株式会社ティップネス(以下会社という)および会社と契約した法人が運営するFASTGYM24(ファストジムトゥエンティーフォー)(以下「本クラブ」という)およびそれに派生するサービス(以下「本サービス」という)に適用されるものとします。

第2条(目的)

本クラブの会員(以下「会員」という)および本サービスの利用者 (以下「利用者」という)が、クラブの施設および本サービスを利用 することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

2. 会員

第3条(会員·利用者)

- ①本クラブは会員制とし、本サービスにおいて店舗ごとに定められた 会員プランで契約し、施設および諸サービスを利用することができ ます。
- ②会員の契約期間は、月単位で本クラブが別途定めた期間とし本クラブ所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- ③本クラブは、特に必要と認めた場合、会員以外の方を利用者として本 クラブの立ち入り、見学、体験など、施設および諸サービスを利用さ せることができます。
- ④会員および利用者は、本クラブおよび本サービス利用のための資格 確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員および利用者に本会則を適用します。

第4条(入会資格)

- 本クラブの入会資格、本サービスの利用資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。
- ①16才以上もしくは高校生以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ③過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。
- ④将来にわたり、施設を含む敷地内で刺青、ファッションタトゥーを全て隠し、露出せずに施設を利用できる方。
- ⑤将来にわたり、健康状態がすぐれない時、医師等により運動を禁じられている時、集団感染するおそれのある疾病に罹患している時は施設を利用しないことを自ら保証する方。
- ⑥一人での施設利用が困難な時は施設を利用しない、または会員登録 をした付添人と一緒に施設を利用できる方。
- ⑦妊娠中は自己の健康状態に留意し、事前に医師の許可を取った上で、自 らの判断において常に体調管理に十分注意して施設を利用できる方。
- ⑧その他、本クラブが会員として不適切と判断してない方。

第5条(会員登録・入会手続き)

- ①会員および利用者となる方は、本サービスにて会員登録する際に本会則に同意するものとします。会員登録後の会員プランの契約を会員入会手続きとします。未成年者が利用者となることを希望する場合は親権者が契約者として入会手続きを行い、親権者は本会則に基づく責任を負うものとします。
- ②本クラブは本サービスの利用にあたり必要な個人情報を取得します。会員および利用者は会員登録の際、氏名、性別、生年月日、連絡先電話番号、現住所、メールアドレス、パスワード、顔写真、本人確認書類を登録し、加えて有料サービス利用時には決済情報も登録するものとします。会員は入会手続きに際して、緊急連絡先電話番号、顔写真を登録するものとします。
- ③本クラブは、顔写真を入会手続きによって付与された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービス利用いただくための資格等の確認に利用します。
- ④会員および利用者は登録内容が正確であることを保証します。万が一、登録情報を偽って本クラブの施設、本サービスを利用した場合、一切の法律行為を取り消すことはできません。
- ⑤本クラブは会員および利用者の登録情報を、本人確認等やサービス

- を提供する上での照合、サービス利用をいただくための資格等の確認に利用します。
- ⑥会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、本クラブ は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない、 または会員登録を認めない場合があります。

第6条(メンバーコード)

- ①本クラブは、会員に対しメンバーコードとして「QRコード」を交付します。(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブ様の登録商標です。)
- ②会員は本クラブおよび本サービスの利用にあたり、「QRコード」を提示しなければなりません。会員本人がQRコードを提示できない場合は施設の入退場ができません。また、提示が必要なサービスを利用できません。
- ③会員はいかなる場合にも、メンバーコードを他人に開示、貸与、譲渡、もしくは他人と共用することはできません。メンバーコードは会員本人のみが使用できるものとし、万一他人に貸与、他人と共用した場合は第12条⑥により除名とします。

第7条(諸会費·諸料金)

- ①会員および利用者は本クラブが定めた諸会費・諸料金を、会員プラン・オプション・有料サービス契約毎に定めた方法で、本サービスを登録した所定の方法にて、本クラブに納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。会員は入会手続き時に入会当月分と翌月分の月会費を含めた初期費用を全額先に所定の方法にて支払うものとしす。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された会員本人名費・諸料金は、毎月15日までに登録された所定の支払い方法にて翌月分を支払うものとします。また、月々の諸会費・諸料金は、毎月15日までに登録された所定の支払い方法にて翌月分を支払うものとします。
- ②諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。利用回数の有無にかかわらず、退会手続きを完了した退会月迄は前受金費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、本クラブが別途定める基準により算出した金額を、月会費の振替口座へ返還するものとします。
- ③諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法 の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する 期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の 内容に従い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものと します。
- ④本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員プランの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。
- ⑤諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。
- ⑥一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の 退会手続きが完了するまでの間、本クラブが適当と認める順序、方法 によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。ま た、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合のみ返還い たします。尚、返還先は、会員本人とします。

第8条(退会・プラン契約の解除)

- ①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の15日迄に、本サービスにて会員プランの契約解除手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、15日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。会員は退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。
- ②来店、電話、電子メール、ファックス等による退会手続きはできません。

第9条(会員資格の譲渡、相続、貸与)

会員および利用者は、如何なる場合も、その会員資格・利用資格を他に 譲渡・相続または貸与することはできません。

第10条(会員の休会)

①会員本人の都合による休会は、本人が休会希望前月の15日迄に、本

サービスにて休会プランへの変更手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより翌月より1ヶ月以上、本クラブの定める期間内において、1ヶ月単位で休会できます。但し、会員プラン契約直後に翌月分まで会費を納入している場合は最短で翌々月より休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の15日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。

②休会期間は、第10条①で1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月の中から選択した期間、 最長3ヶ月をもって終了し、翌月より自動的に休会前の会員プラン に戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。

③来店、電話、電子メール、ファックス等による休会手続きはできません。

④休会中は本クラブの施設を利用できません。

- ⑤休会中に施設利用を再開したい場合、再開希望月前月の15日迄に、店頭にて会員プランへの変更手続きを完了することにより、翌月より施設利用を再開できます。但し、会員プランへの変更手続きが15日を過ぎた場合は最短で翌々月1日からの利用再開となり、月途中での利用再開はできません。
- ⑥キャンペーン、クーポンなどの割引期間中に休会した場合、割引適用 期間が休会によって延長されることはありません。

第11条(諸手続き)

- ①会員本人が本サービスにて諸手続きを行なうものとします。
- ②会員は会員プラン・プライベートロッカー・オプション・サービスに 関する契約・変更・解約等の手続きを、本サービスにて完了しなけれ ばなりません。
- ③会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、本サービスにて速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- ④会員の氏名、性別、生年月日、連絡先電話番号、緊急連絡先電話番号、 現住所、メールアドレスについて、本クラブが変更の事実を確認した 場合は、登録内容を変更できるものとします。
- ⑤本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際に登録された顔写真の更新が必要と判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。

第12条(会員除名)

会員が次のいずれかに該当した場合は、本クラブは除名とすることができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後本クラブを含む会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。(但し、本クラブを含む会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)

①本会則、その他本クラブが定める諸規則に違反したとき。

- ②諸会費、諸料金の遅延など支払いを怠ったとき。諸会費諸料金を滞納 し、本クラブの催告に応じないとき。
- ③会員登録および入会に際して本クラブに虚偽の申告をしたとき。
- ④本クラブが会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であること が判明したとき。
- ⑥第16条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第13条(会員資格喪失)

- 会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員契約は直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。
- ①退会したとき。
- ②除名されたとき。
- ③死亡したとき。
- ④本クラブを廃止したとき。

第14条(健康管理)

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②会員は疾病により医師に運動を控えるように指示された場合、また は施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の 疑いが生じた場合には施設利用を中止するものとします。

3. 施設・サービス利用

第15条(諸規則の厳守)

会員は本クラブ施設・サービス利用に際して、本会則および別途定める 規則と注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に従っていただ きます。

第16条(禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を 禁止します。

①メンバーコード「QRコード |を他人に貸与すること。

- ②会員の入場と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入場さ せること。
- ③運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。

④動物を施設内に持ち込むこと。

- ⑤刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ⑥施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)

⑦許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑧本クラブの諸施設・器具・備品その他管理する物品の損壊や持ち出 し。落書きや造作をすること。

⑨所定の場所以外での排泄行為。

- ⑩他人や従業員、本クラブ、会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手 法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
- (1)許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等 の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体 加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。
- 12他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴 力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮 る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、 他人が恐怖を感じる危険な行為。

③痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。

- ④他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー 行為。
- ⑤正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、 従業員の業務を妨げる行為。
- 16支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。
- 17他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑱酒気を帯びて施設内に入場すること。
- 19過剰、不当な要求行為。
- ②のその他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第16条の2(本サービスの禁止事項)

本サービスにおいて以下①~⑦を行ってはならないものとします。

- ①意図的に虚偽の情報を登録・提供する行為。
- ②著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権 利を侵害する行為。
- ③個人や団体を誹謗中傷する行為。
- ④法令、公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為。
- ⑤本サービスを利用しての営利を目的とした情報提供等の行為。
- ⑥本サービスの運営を妨げる行為、または会社および本クラブの信頼 を毀損する行為。
- ⑦会社および本クラブまたは第三者等に損害等の不利益を与え、また は与える恐れのある行為。

第16条の3(本サービスの転売、転用の禁止)

会社および本クラブの提供するサービス、サービスの利用(使用) サービスへのアクセスについて、その全部あるいは一部を問わず商業 目的で利用(使用、再生、複製、販売、再販売などの形態のいかんを 問いません) することを禁止いたします。

第17条(入場禁止、退場)

本クラブは下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることが できます。 ①本会則および諸規則を遵守しない方。

- ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ④第4条の入会資格を満たしていないと本クラブが判断した方。 ⑤第16条で禁止されている行為を行った方。

第17条の2(施設・サービス利用制限)

- 本クラブは下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命 じることができます。
- ①健康状態により、医師から運動を禁じられている方。
- ②本クラブが運動やサービス利用することが好ましくないと判断し た方。

第18条(損害賠償)

①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が

- 生じ、その事故について本クラブに帰責事由が認められる場合に限 り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②会員が本クラブの施設利用に際して本クラブ、従業員または第三者 に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。
- ③会員および利用者は本サービスの利用にあたり登録したメールアド レス、パスワード、各情報を自己の責任において安全に管理・保管し、 第三者による不正使用がないように必要な措置を講じるものとしま す。本クラブは会員および利用者の管理不行き届きによって生じた 損害に関して一切の責任を負いません。

第19条(盗難)

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担 により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利 用に際して生じた盗難・毀損等については、本クラブに帰責事由が認め られる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。

第20条(紛失物・忘れ物・放置物)

- ①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは 一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物について、本クラブは速やかに施設近隣の警察署へ届 け出るものとします。但し、腐敗のおそれがあるなど衛生安全管理 上、保管は不適切と判断したものは、適宜処理させていただきます。

第21条(本サービス内容の変更・中止)

- ①天災地変、システムの異常・故障、その他の理由により本サービス が継続できないと判断した場合、会社は本サービスを停止・中止な どの措置をすることができます。この場合、本サービスの停止・中止などにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- ②会社が必要と判断した場合、事前の予告をすることなく本サービス の手続きに必要な取得項目を変更することができるものとします。

第22条(利用案内)

本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは利 用案内または本クラブが別途定める規則に定めます。

第23条(営業日・営業時間)

本クラブの施設の営業日・営業時間は別途定めます。

4. 施設営業

第24条 (施設の利用制限と休業)

- ①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時 間について、利用制限または臨時休業することがあります。
 - (1)気象、災害、警報、注意報疫病・感染症等の拡大蔓延等またはその おそれがあり、安全に営業を行う事ができないと本クラブが判断 したとき。
- (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと本クラブが 判断したとき。
- (3) 入居している複合施設が休館するとき。
- (4)施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業がで きないと本クラブが判断したとき。
- (5) 突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えな いと判断したとき。
- (6)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要 請・働きかけがあったとき。
- (7)その他、本クラブが休業または一定時間の利用制限が必要と判断 したとき
- ②予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、 緊急の際は事前告知できない場合があります。 ③店舗毎に施設の一部分または一定時間の利用制限ないし利用停止の
- 措置にとどまる場合には、本クラブは会員に会費を返還しないもの とします。また、① (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) の事由により施設の全部 を休業する場合の会費については、以下のとおりとします
- (1)月間10営業日以上(2月は9営業日以上)施設の全部を休業した場 合は、休業した日数分を日割り計算し翌月以降の月会費へ充当い たします。
- ④本クラブは、会社の判断により例外的な措置として③を適用せずに 会社の裁量において会費の割引、返還、減免その他の対応を行うこと があります。

第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合)

会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃 止・統合をすることがあります。

- ①気象、災害等により施設を休業し、再開業が困難と判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。本クラブおよび施設の廃止 や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会 員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

第26条(個人情報保護)

本クラブは、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定 し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報を はじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣 言いたします。プライバシーポリシーは、会社および本クラブホーム ページに掲示いたします。

第27条 (会則の改定)

本クラブは本会則を改定することができ、改定された本会則は、改定日 より全会員に適用されるものとします。また、本クラブが本会則を改定 する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第28条(告知及びご連絡)およ び別途本クラブが告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に 告知するものとします。

第28条(告知及びご連絡)

- ①本会則に別途定めがある場合を除き、本クラブが会員に対して行う 告知および通知は、本サービス並びに施設内への掲示および会社の ウェブサイト、本クラブのウェブサイト等または電子的手法で掲載 するものとし、会員は本クラブからの告知および通知に留意するも のとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容 を会員が認識されなかったことについて、本クラブは何らの責任も 負わないものとします。
- ②本クラブから会員への通知は、会員が本サービスにて登録したメー ルアドレス等に宛て発信されるものとし、当該メールアドレス等に 宛てて発信された電子的手法での通知が会員に到達しなかったこと について、本クラブは何らの責任も負わないものとします。

第29条(移籍)

- 1会員は、第3条第1項に定められたとおり、A会員をご登録された 会員は全てのFASTGYM24を利用できますが、会員が、所属店舗よ り他の特定の店舗を主に利用していると所定の基準に基づき判断さ れた場合は、文書または電子メール等での通知をもって自動的に会 員の所属店舗を移籍させることができます。移籍の際には、移籍後 の所属店舗において定められた会費等をお支払いいただきます。 籍後の会費等は、移籍前の所属店舗において定められている会費等 より高額となる場合もあります。
- 2 移籍にあたり、会員が移籍前の所属店舗において契約していたロッ カー等の付随契約については、移籍後の所属店舗においては引き継 がれません。

附則

本会則は、2025年6月1日より施行いたします。

法人月会費制会員会則における特則

法人月会費制会員は、FASTGYM24会則に次の事項を追加いたします。

第1条 FASTGYM24会則第8条(退会)について以下の通り追加いたし ます。

- ①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となり ます。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または
- 脱退月の15日迄に所定の手続きを完了しなければなりません。

第2条 FASTGYM24会則第13条 (会員資格喪失) について以下の通り追 加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。
- ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。

第3条(効力)

本特則は2025年6月1日より適用します。

本特則に定めのない事項は、全てFASTGYM24会則に従うものとします。

以上

株式会社ティップネス

2025.06.01